

CONSTITUTION OF THE INTERNATIONAL COMMISSION OF OCCUPATIONAL HEALTH

(ICOH) – Japanese

国際産業保健学会

(ICOH)

憲章

1990 年

最終更新日 2007 年 5 月 14 日

国際産業保健学会（ICOH）

憲章

（旧名 常設産業保健学会・国際産業保健協会）

ミラノにおいて 1906 年 6 月 13 日創立

第 1 条 — 名称，目的，事業，事務所および公用語

第 1 項

国際産業保健学会（ICOH）は，国際的な非営利，非政治的，学際的学術団体であり．その唯一の目的は，国際的にみた産業保健および関連課題の学術的進歩，知識と発展を推進することにある．

第 2 項

ICOH は学術的および専門的交流の場を提供する．この目的を達成するために，ICOH は以下の事業を行う．

- (a) 産業保健に関する国際会議および諸会議を主催する
- (b) 産業保健および関連課題の各種の分野において科学委員会を設立する
- (c) 産業保健活動に関する情報を普及させる
- (d) 産業保健および関連課題に関する指針と報告書を発行する
- (e) 産業保健および環境保健に関する諸問題について国際的および国内諸機関と協力する
- (f) 産業保健分野に関連するその他の適切な措置を講じる
- (g) その目的達成を促進するために必要な資金を調達し運用する

第 3 項

ICOH の事務所は，Istituto di Medicina del Lavoro, Via San Barnaba 8, I-20122, Milan, Italy におく．

第 4 項

ICOH の公用語は英語およびフランス語とする．そのすべて公式文書は，これらの公用語のいずれかまたは双方で書かれなければならない．

第5項

国際産業保健会議の公用語（第6条第1項）は英語およびフランス語とする。会議の開催地によっては、理事会が承認する条件のもとで、このほかの言語を使用することができる。

第2条 — 会員

第1項

会員は個人会員または団体会員でなければならない。個人会員には産業保健に関係したすべての学術領域で活動している産業保健専門職になることができ、正会員、退職会員、名誉会員および功労会員を含む。団体会員には細則に定められた賛助会員および提携会員を含む。団体会員は個人会員と同じ権利と特典をもつ代表者1名を指名することができる。

第2項

ICOHに入会することにより、会員は、ICOH憲章、細則、および倫理コードに従い、ICOHの目的の推進を目指す会員の原則に従うものとする。

第3項

会費納入会員とは、細則の規定に従い、会費を納入した正会員または退職会員、および名誉会員と功労会員を意味する。

第4項

会費納入会員のみが、投票し、入会申込者を推薦し、そして理事、科学委員会の委員長、書記または財務責任者を務める資格を有しなければならない。

第5項

細則の定めに従い、通信会員を指名することができる。通信会員は会費を支払わない。

第6項

個人会員または団体会員は、事務局長に退会届を送付してICOHを退会することができる。会費の払い戻しは行われない。3年期の終了時に会費納入会員でない会員は会員資格を失う。

第7項

会員が不正、虚偽の申し立てまたは強要により ICOH に入会した場合、あるいは不名誉または反職業的な方法で行動したと認められた場合、少なくとも5名以上の ICOH 会費納入会員が証拠書類を添えて理事会に要請し、理事会の3分の2以上の理事によってその証拠が十分であるとみなされたときは、その会員は ICOH から退会しなければならないことがある。会長は、当該会員に対して、その要請について、次回の理事会会合の3ヶ月前までに知らせなければならない、当該会員は弁明の権利を与えられなければならない。

第3条 — 会費

第1項

ICOH の会計期間は、国際会議が開催される年の1月1日から、次の国際会議が開催される前年の12月31日までの3年間としなければならない。

第2項

個人会員および団体会員の会費は、理事会の提案に基づいて総会により決定される。会費の納入に関する詳細は細則に定める。

第3項

名誉会員および功労会員は会費を支払わない。

第4条 — 総会

第1項

総会は ICOH の最高運営機関である。総会は憲章を承認し、名誉会員、監査1名と副監査1名を選任し、3年ごとに開催される国際会議の開催地を決定する。総会は、また、会費を定め、財務報告を受理して承認し、監査報告を承認して必要な措置を講じ、そして科学委員会活動報告を承認する。総会は、会費納入個人会員、および各団体会員の代表者1名によって構成される。

第2項

総会は10パーセント以上の会費納入個人会員の出席により成立する。総会に出席した会員が10パーセントに満たない場合は、会長はその国際会議中の2回目の総会に出席するよう会員に要請しなければならない。2回目の総会において議案は過半数により決定しなければならない。

第3項

各国際会議の開催に際しては、総会を少なくとも1回開催しなければならない。

第4項

理事会の決定によるか、または50名以上の会費納入会員の書面による要請に基づき、臨時総会を開催することができる。臨時総会で審議し決定することができる案件は、(1)憲章の改定、(2)財務規則、(3)ICOH解散の決定についてである。このような臨時総会の書面による通知は、開催の少なくとも3ヶ月前までにすべての会費納入会員にたいして行われなければならない。この総会を開催する目的は、その通知に記載されていない。臨時総会が成立するには、10パーセントの会員が出席していなければならない。ただし、ICOHの解散が審議される際には、20パーセントの会員が出席していなければならない。

第5項

各会費納入個人会員および各団体会員の代表者1名は、総会に出席している場合または郵送投票により投票が行われる場合には、1票を行使する権利をもたなければならない。

第6項

総会においては、特別にそれと異なって規定されていない限り、すべての議決は過半数で決定されなければならない。投票数が同数の場合は、会長が決定票を投じなければならない。

第7項

郵送投票が総会での投票に加えられる場合、郵送による投票数に総会における賛成と反対票を棄権票とともに加えた投票総数が個人会員総数の20パーセントまたはそれ以上であ

れば、その投票は有効となる。

第 8 項

郵送投票は、通常総会に関する事項について、理事会が承認するかまたは 50 名以上の会費納入会員の書面による要請がある場合に、実施することができる。賛成と反対票を棄権票とともに加えた投票総数が会員総数の 20 パーセントまたはそれ以上であれば、その投票は有効となる。

第 5 条 — 運営

第 1 項

ICOH の役員は郵送投票により選出されなければならない。会長、副会長 2 名および事務局長で構成されなければならない。役員はそれぞれ国籍の異なる者から選出されなければならない。

第 2 項

役員は細則の規定に従って総会から総会までの 3 年期について選出されなければならない。役員は同じ役職に一期に限り再選されることができ、ただし事務局長は例外とし、二度以上再選されることができ、新たに選挙された役員は 3 年ごとの国際会議直後に開催される総会において就任する。緊急事態の場合、または通常の選挙手続きを妨げる非常事態が生じた場合は、役員は通常の選挙を実施することができるまで在任する。

第 3 項

会長は ICOH の運営を統括しなければならない。このために会長は以下を行わなければならない。

- (a) ICOH を代表する
- (b) 理事会および総会の議長を務める
- (c) 事務局長と協議のうえ支出を承認し、且つ、ICOH への寄付を受理する
- (d) 正会員、功労会員、賛助会員、提携会員および通信会員を指名する
- (e) 科学委員会について決定し、その委員長を指名し、書記を承認する（第 7 条第 3 項）
- (f) 総会の議題を承認する

- (g) 季刊ニュースレター編集者を指名する
- (h) 運営管理を補佐するために作業部会を指名する
- (i) 理事会に対して理事の追加選出を提案する（第5条第6項）
- (j) 理事会からの提言を総会に提示し、承認を求める
- (k) ICOH 役員が在任し続けることができない緊急事態に際して、選挙が可能になるまで暫定的な任命を行う

第4項

副会長は細則に定められ、会長および理事会から委任された任務を遂行しなければならない。これらの任務は選挙後の理事会の決定に従って、副会長の間で分担されなければならない。

第5項

事務局長は細則の規定に従って、会長および理事会から委任された ICOH の事務所および会計を担当しなければならない。監査を受けた会計報告は総会直前の理事会および総会に提出されなければならない。ICOH の銀行口座の名義人は会長または事務局長のいずれかでなければならない。投資は、会長および事務局長が共同で決定し、連署されなければならない。

第6項

ICOH の理事会は郵送投票で選出されなければならない。役員、前会長ならびに他の 16 名の会費納入会員から構成されなければならない。その構成は、異なった学術領域とバランスのとれた地理的配分とをできるだけ反映していなければならない。この 16 名のうち、同一国籍の会員は 2 名までとする。必要な場合、さらに 2 名以内の理事をその能力を考慮してか、または地理的地域ないし学術領域を代表するために、会長が提案し、理事会が追加選出することができる。季刊ニュースレター編集者は職権上、理事とならなければならない。

第7項

理事会はこの憲章に定められている ICOH の目的達成を図る権限をもち、そのために以下を行わなければならない。

- (a) ICOH およびその科学委員会の事業計画を審査する
- (b) 特に管理作業部会または委員会を通じて役員を補佐する
- (c) 必要がある場合に、細則を改定する
- (d) 将来の国際産業保健会議の開催地を総会に推薦する
- (e) 名誉会員の選出について提言する
- (f) 第2条第6項に基づき、会員を除名する
- (g) 総会に提出してその承認を求める勧告を、会長に提起する
- (h) 必要な場合、会長の提案する追加理事を2名まで選出する
- (i) 国際会議で用いられる追加言語を承認する、
- (j) 会計報告を審査する

理事会は各3年期の間に少なくとも1回、そして会長が必要であると認めた場合に、開催されなければならない。過半数の理事の要請があれば臨時理事会を招集することもできる。理事会は、21名の構成員（第6項）のうち、会長または会長を代理する役員1名が出席し、10名の理事が出席した場合に成立する。

第8項

理事は細則の規定に従って総会から総会までの3年期について選出されなければならない。理事は一期に限り再選されることができる。緊急事態の場合、または通常の選挙手続きを妨げる非常事態が生じた場合は、理事は通常の選挙を実施することができるまで在任する。

第9項

季刊ニュースレター編集者は細則の規定に従い、会長によって指名される。

第10項

ICOHの会員は同時に1つの役職にたいしてのみ立候補することができる。

第11項

監査は第4条第1項に基づき、総会において選出される。

第6条 一 国際会議

第1項

ICOH の定例会議は3年ごとに開催されなければならない。「国際産業保健会議」と呼ばれなければならない。国際会議は同一国の会費納入会員の書面による招聘に基づいて、総会で投票により決定された時期と場所で開催されなければならない。理事会は提案された開催地の一つを総会に推薦しなければならない。開催地の決定は開催の6年前に行われる。開催地の選定は、遅くとも選挙の6ヶ月後までに、開催国により書面で確認されなければならない。

第2項

国際会議は総会で承認された開催国の会員によって組織されなければならない。開催の決定から6ヶ月以内に組織委員会を設立しなければならない。すべての会議案内において国際会議をICOHが主催者することを通知しなければならない。

第3項

理事会は国際会議のテーマと追加言語を承認しなければならない。役員は組織委員会の業務を検討し、国際会議の日程とその他の活動に関して勧告を行わなければならない。

第4項

国際会議の組織および運営の財務は組織委員会が単独で責任を負わなければならない。組織委員会は事務局長と協議の後に定めた参加費の納入を参加者に求めることができる。協議には参加費の額と特定の種類の参加者への割引および追加言語が参加費に及ぼす影響が含まれなければならない。ICOH 会員以外の参加者は追加費用を支払わなければならないが、その費用は後日組織委員会によってICOHに納入される。

第5項

さらに、会長の承認を得て、他の国際会議または地域会議、一般または特別会議をICOHの主催で開催することができる。第一報においてその会議がICOHの単独主催によるものか、または他との共催によるものかを通知しなければならない。

第7条 — 科学委員会

第1項

ICOHの目的達成を促進するために、科学委員会はその専門分野に関する進歩を推進し、共有し、討議するためにICOH会員および関連専門家に対する討議の場を提供するために、また、その専門分野に関する文書を刊行するために活動する。

科学委員会は会長の承認を得て、はじめて設立することができる。

ICOHの会員および関連専門家は、積極的に関心をもつ科学委員会に参加することができる。

第2項

各科学委員会は、細則の規定に従って、委員長および書記により運営されなければならない。科学委員会委員から要請があれば、財務責任者および他の役員を加えて運営されなければならない。

第3項

会長は科学委員会への委任事項を決定し、委員長を指名し、書記を承認する（第5条第3項）。科学委員会の機能は細則に定められる。

第4項

各科学委員会の活動および進捗状況は理事会が定期的に検討しなければならない。副会長の1名がこの検討に責任を負わなければならない。会長は担当副会長および理事会と協議の後、科学委員会を解散することができる。

第8条 — 細則

理事会は憲章の効率的適用に必要な規定を設けるために細則を定めなければならない。

第9条 — 憲章の改定

憲章の改定案は、理事会によって、または理事会との協議を済ませた少なくとも10名の会費納入会員によって、提案することができる。改定案は承認を得るために総会に提出されなければならない。憲章を変更するには、棄権票を含めた投票数の少なくとも3分の2が提案された改定に賛成しなければならない。

第 10 条 — 緊急権限

会計期間の終了時に国際会議が開催されない場合は、役員および理事会は ICOH の存続に必要なとなる財務上およびその他の措置を講じる権限を与えられなければならない。

会長が任務を遂行できない場合、前回選挙で得票数の多い副会長がその職務に就く。副会長、事務局長および編集者が急に任務を遂行できなくなった場合の手続きについては、細則に定められる。

第 11 条 — ICOH の解散

ICOH の存続が実行不可能となる状況が生じた場合、その資産の再配分に関する決定は総会によって行われなければならない。総会が招集できない場合、その決定は理事会によって行われなければならない。前回は行われた総会から 10 年以内に理事会が招集できない場合、資本金は国際赤十字に譲与されなければならない。

第 12 条 — 効力

1990 年 9 月 23 日付の本憲章は、国際産業保健学会のすべての既存の憲章に優先する。

---o0o---

NOTE: The Japanese translation of the ICOH Constitution, Bye-Laws, and Code of Ethics was prepared on January 15, 2005 by a translation team consisted of Tsutomu Hoshuyama, MD, Norito Kawakami, MD, Kazutaka Kogi, MD, Ken Takahashi, MD, Soshi Takao, MD, Kaho Tsuda, MD, and Katsura Umehara, MD. The Japanese translation was modified on May 14, 2007, following relevant amendments taken by the ICOH on June 11, 2006.